

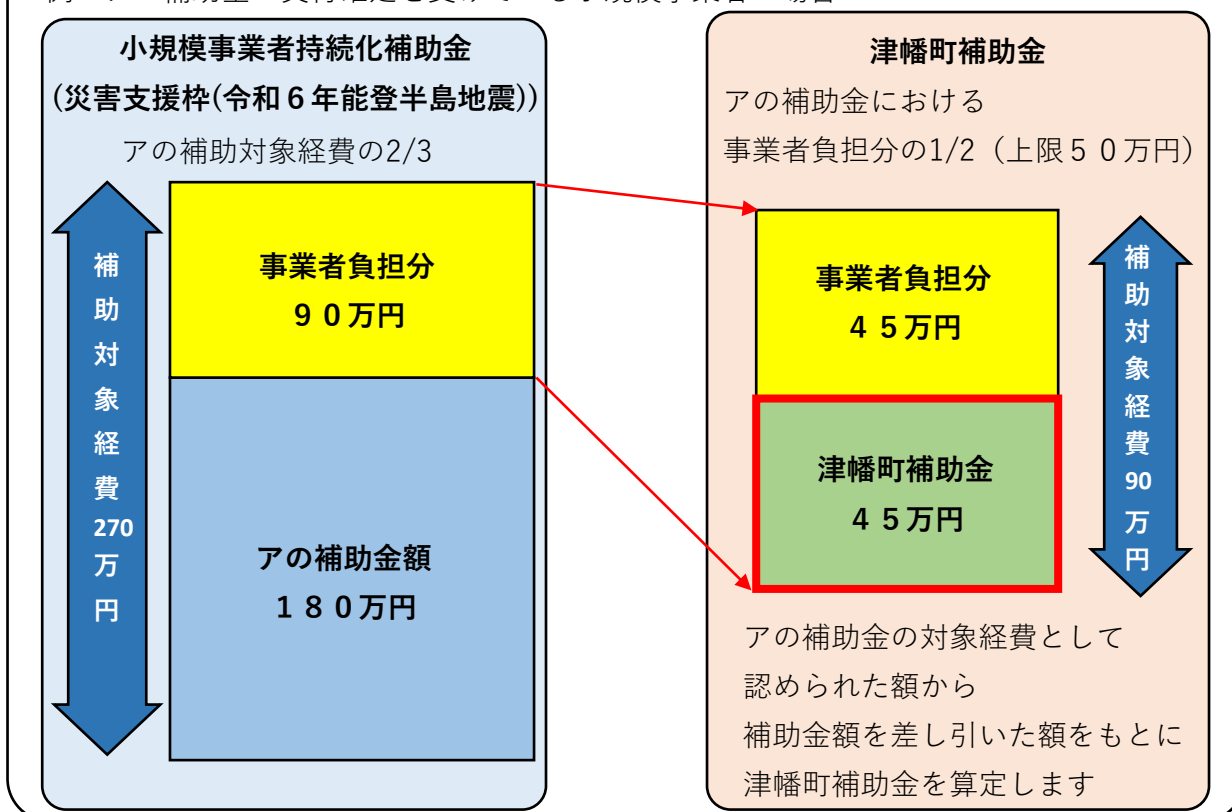
令和 6 年能登半島地震に係る 津幡町小規模事業者等持続化補助金

令和6年能登半島地震の影響を受けた津幡町内の小規模事業者等の事業再建及び経営安定を図るため、次のいずれかの補助金の額の確定を受けた事業者に追加支援を行います。

- 対象者 次のいずれかの補助金の額の確定を受けている者
 ア.全国商工会連合会が交付する、
 小規模事業者持続化補助金(災害支援枠(令和 6 年能登半島地震))
 イ.公益財団法人石川県産業創出支援機構が交付する、
 中小企業者持続化補助金(災害支援枠(令和 6 年能登半島地震))
 ウ.石川県が交付する、石川県なりわい再建支援補助金
- 補助金額 上記補助金の補助対象経費から交付確定額を差し引いた額の1/2
- 上限額 ア、イの場合… 5 0 万円 ウの場合… 1 0 0 万円

補助金のイメージ

例：アの補助金の交付確定を受けている小規模事業者の場合



お問い合わせ先
 津幡町役場 産業振興課
 TEL 076-288-6704
 FAX 076-288-6470
 E-mail sangyou@town.tsubata.lg.jp



ア.小規模事業者
持続化補助金



イ.中小企業者
持続化補助金



ウ.石川県なりわい
再建支援補助金

